

議員全員協議会会議録

平成26年10月2日

宮古市議会

平成26年10月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(10月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	32
協議事項(2)	33
協議事項(3)	36
閉 会	40

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年10月2日(木曜日) 午前10時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 子ども・子育て支援新制度施行に係る基準条例の制定について

〔協議事項〕

- (1) 議会改革の進捗状況について
- (2) 議会報告会について
- (3) その他

出席議員（28名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	近藤和也君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	内館勝則君	10番	北村進君
11番	佐々木重勝君	12番	須賀原千エ子君
13番	高橋秀正君	14番	橋本久夫君
15番	古館章秀君	16番	工藤小百合君
17番	坂本悦夫君	18番	長門孝則君
19番	佐々木勝君	20番	落合久三君
21番	竹花邦彦君	22番	松本尚美君
23番	坂下正明君	24番	茂市敏之君
25番	藤原光昭君	26番	田中尚君
27番	加藤俊郎君	28番	前川昌登君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（1）

保健福祉部長	下澤邦彦君	福祉課長	松館仁志君
福祉課 子育て支援室長	三田地環君		

議会事務局出席者

事務局長	上居勝弘	次長	佐々木純子
主任	菊地政幸		

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。時間前ですけれども、始めたいと思います。ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（1） 子ども・子育て支援新制度施行に係る基準条例の制定について

○議長（前川昌登君） 説明事項の1、子ども・子育て支援新制度施行に係る基準条例の制定についてを説明願います。

下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） おはようございます。保健福祉部でございます。本日は、お忙しいところ、お時間をいただきまして大変恐縮でございます。

お手元にお配りしている資料についてこれから説明するものでございますけれども、これは、あす、議会最終日の本会議で提案しようとしている子ども・子育て支援新制度施行に係る基準条例、この3つの条例なんですけれども、これを説明しようとするものでございます。

これらに関しては、平成24年8月に子ども・子育て支援法、そして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、そして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、この3つのいわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。そして、これらが平成27年4月から施行が予定されております。この関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度、こちらについては幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入して、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保と教育、保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図ろうとするものでございますけれども、新制度における施設、事業の設備及び運営の基準、これについては市町村条例で定めることとされました。したがって、これに基づきまして、今回、関係する条例3つを制定しようとするものでございます。

この後、担当課長の福祉課長からこの条例について概略を説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 私のほうから説明させていただきます。1ページ目をお開きください。

子ども・子育て支援新制度施行に係る3つの基準条例の制定についてご説明いたします。

1の制定の理由でございますが、先ほど部長が申し上げましたとおり、24年8月に子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、児童福祉法の改正等関係法律の整備等に関する法律が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年4月からの施行が予定されております。法の規定によりまして、市町村は、新制度に係る施設や事業の基準について条例を定めることとされておりますことから、条例を制定しようとするものでございます。

2の新たに公布された省令でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の3つの省令が公布されました。

この3つの省令に対応して制定すべき条例が、3の制定すべき条例となっております。

(1)が宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、(2)が宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、(3)が宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

ここで、条例名にある事業についてご説明いたします。3ページ目をお開きください。

3ページ目の5で事業等の種類を示しております。

宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の中の家庭的保育事業等の種類ですけれども、4つの事業がございます。①家庭的保育事業、これは少人数(定員5人以下)を対象に行う保育事業でございます。②小規模保育事業とは、少人数(定員6～19人以下)を対象に行う事業です。小規模保育事業A型・B型は定員が6～19人以下のものでございます。小規模保育事業C型とは、定員が6～10人以下のものでございます。③の事業所内保育事業とは、事業所の保育施設などで、従業員の子供と地域の子供を対象に行う保育事業です。④の居宅訪問型保育事業とは、障害や疾患等で集団での保育が困難な子供等に対し、保護者の自宅で1対1で行う保育事業となっております。

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についてですが、特定教育・保育施設とは、新制度に移行し新たな給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園でございます。②の特定地域型保育事業とは、新制度のもとで給付を受ける(1)で説明した家庭的保育事業のことでございます。

宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中の放課後児童健全育成事業とは、学童の家及び児童館における学童保育に関する事業のことでございます。

1ページにお戻りください。

1ページの4の基準の概要です。

条例の制定に関する基準ですけれども、条例の制定に当たりましては、省令において従うべき基準及び参酌すべき基準が定められております。

従うべき基準の定義ですが、条例制定に際し、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものとなっております。

参酌すべき基準の定義でございますが、条例制定に際し、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることを許容されるものとなっております。

2ページをお開きください。

(2)の省令ごとの基準で、①が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準となっております。

従うべき基準として、保育所等との連携、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、食事及び食事の提供の特例、秘密保持、設備の基準、職員の資格と員数、保育の内容、小規模保育事業の区分、利用定員、居宅訪問型保育事業の内容となっております。参酌すべき基準としては、従うべき基準以外の基準となっております。

7ページをお開きください。

これが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準でございます。

従うべき基準を（従）と、参酌すべき基準を（参）とあらわしております。ここでは、国の示す基準及び市が定めようとする基準案を示しておりますが、全て市は国の示す基準のとおりと考えております。主なものをご説明いたします。

このページの第5条で、乳幼児の人権尊重、地域社会との交流、保育の質の評価・改善、外部評価、構造設備の保健衛生等への考慮といった家庭的保育事業者等の一般原則を定めております。

第6条で、保育所等との連携を定めております。家庭的保育事業者等は、連携を行う保育所、幼稚園、認定こども園を確保しなければならない。但し、確保が著しく困難であると市町村が認める場合を除くとしております。

第9条で、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等を定めております。

8ページをお開きください。

8ページの第15条と第16条で、食事及び食事の提供の特例について定めております。

第17条で、利用乳幼児及び職員の健康診断の実施を定めております。

9ページの第22条で、家庭的保育事業等の設備の基準について定めております。

①乳幼児の保育専用の部屋の設置。②専用部屋の面積は、9.9㎡以上であること。ただし乳幼児が3人を超える場合は、超える数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。③保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。④衛生的な調理設備及び便所を設けること。⑤同一敷地内に遊戯に適した広さの庭（付近の代替場所を含む）があること。庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。また、火災報知器・消火器の設置、避難訓練の実施と定めております。

また、23条で、家庭的保育事業の職員の配置基準等を定めております。

家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。②で、家庭的保育者とは、市町村が実施する研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者。家庭的保育者1人が保育できる乳幼児数は、3人以下とする。但し、保育補助者とともにを行う場合は、5人以下とする。

第24条で、保育時間を1日につき8時間を原則とし、保育事業を行う者が定めるとしてしております。

第25条で、保育の内容について定めております。

10ページをお開きください。

第28条で、小規模保育事業A型の設備の基準を定めております。

乳児又は満2歳未満の幼児利用の場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所の設置。乳児室又はほふく室の面積は、対象児1人につき3.3㎡以上。乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を設置。満2歳以上の幼児利用の場合、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備及び便所の設置。保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は同1人につき3.3㎡以上。保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を設置。乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上の階に設置する場合、建築基準法等の規定の要件に該当することとしております。

第29条で、職員の配置基準を定めております。

保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。保育士数は、次の各号の合計数に一を加えた数以上とする。勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

11ページの第31条で、小規模保育事業B型の職員の配置基準を定めております。

①で、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。保育従事者数は、次の各号の合計数に一を加えた数以上とし、半数以上は保育士とする。

第33条で、小規模保育事業C型の設備の基準を定めております。

乳児又は満2歳未満の幼児利用の場合、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所の設置。乳児室又はほふく室の面積は、対象児1人につき3.3㎡以上。乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を設置。満2歳以上の幼児利用の場合、保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理設備及び便所の設置。保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊技場の面積は同1人につき3.3㎡以上。保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を設置。あとは、保育室等を2階以上の階に設置する場合は、やはり建築基準法等の規定の要件に該当するとしております。

12ページをお開きください。

第34条で、小規模保育事業C型の職員の配置基準を定めております。

家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。家庭的保育者1人が保育できる乳幼児数は、3人以下とする。但し、家庭的保育補助者と保育する場合は、5人以下とする。

第35条で、C型の利用定員を定めております。C型は6人以上10人以下とする。

第37条で、居宅訪問型保育事業の提供する保育内容を定めております。

①から⑤まで次の保育を提供するということで、記載としております。

第38条で、居宅訪問型保育事業の設備及び備品について定めております。

また、第39条で、職員の配置基準を定めております。

14ページをお開きください。

14ページの第44条で、利用定員が20人以上の事業所内保育事業の職員の配置基準を定めております。

15ページの第47条で、利用定員19人以下の事業所内保育事業の職員の配置基準を定めております。

それでは、2ページにお戻りください。

次に、②の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

従うべき基準として、利用定員、内容及び手続の説明及び同意、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、利用者負担額等の受領、特定教育・保育の取扱方針、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応、特別利用保育及び教育の基準となっております。参酌すべき基準としては、従うべき基準以外の基準となっております。

17ページをお開きください。

これが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準です。

宮古市が定めようとする基準案は、全て国が示す基準のとおりと考えております。主なものをご説明いたします。

第4条と第37条で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員及び認定区分による定員設定を定めております。

認定区分の定員設定の①の1号認定とは、満3歳以上の小学校就学前の子供で教育を希望する場合、②の2号認定とは、満3歳以上の小学校就学前の子供で保育を必要とする場合、③の3号認定0歳とは、ゼロ歳児で保育を必要とする乳児、④の3号認定1・2歳とは、一、二歳児で保育を必要とする幼児としております。

認定こども園の利用定員は20人以上として、認定区分による定員設定は1号認定、2号認定、3号認定のゼロ、1歳から2歳までとなっております。幼稚園には、利用定員の定めはありません。保育所は、利用定員が20人以上で、定員設定が2号認定、あと3号認定のゼロ歳から2歳までというふうになっております。

特定地域型保育事業ですけれども、家庭的保育事業では、利用定員を1人以上5人以下としております。また、認定区分による定員設定は、3号認定のゼロ歳児から2歳児までとなっております。小規模保育事業A型・B型は、6人以上19人以下の利用定員となっており、やはり同じように、3号認定のゼロ歳児から2歳児までとなっております。小規模保育事業C型は、利用定員が6人以上10人以下となっております。居宅訪問型事業は、利用定員が1人ということでございます。事業所内保育事業には、定員の定めはありません。

3ページにお戻りください。

3ページ一番上の③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準です。

従うべき基準として、職員に関する基準となっております。参酌すべき基準は、従うべき基準以外の基準となっております。

23ページをお開きください。

これが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ですが、宮古市が定めようとする基準案は、全て国が示す基準のとおりと考えております。主なものをご説明いたします。

第9条で、参酌基準で、設備の基準を定めております。

専用区画を設けるほか、必要な設備、備品等を備える。②で、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

第10条で、職員の配置基準を定めております。

支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上配置すること。1人を除き、補助員に代えることができる。支援員は、基準に示す要件に該当し、且つ、都道府県知事が行う研修を修了したもの。一の支援の単位の児童数は、おおむね40人以下とするということでございます。

3ページにお戻りください。

3ページの(3)条例制定に関する当市の方針でございます。

条例の制定につきましては、省令で定める基準が健全な事業運営の確保において妥当かつ合理的であり、また、当市の実情とも相違なく、基準を変更する合理的な必要性がないことなどの理由から、省令基準を条例上の基準としたいと考えております。

4ページをお開きください。

条例の主な内容です。

(1)が宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の構成となっております。附則で施行期日、食事の提供の経過措置、連携施設に関する経過措置、小規模保育事業B型等に関する経過措置、利用定員に関する経過措置を定めております。

(2)は、宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の構成となっております。5ページの上で、附則で施行期日、特定保育所に関する特例、施設型給付費等に関する経過措置、利用定員に関する経過措置、連携施設に関する経過措置を定めております。

(3)は、宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の構成となっております。

6ページをお開きください。附則で施行期日、放課後児童支援員の資格要件の適用についての経過措置、児童1人にかかる専用区画面積の要件及び一の支援の単位を構成する児童の数の要件についての経過措置を定めております。

次に、A4、2枚もののほうをごらん願います。

地域型保育事業の設備運営基準の県内他市との比較表でございます。

これは、各項目ごとの二戸市を除く県内13市の状況を表にあらわしたものでございます。網かけされていないところが、国の基準と同じものとなっております。網かけされているところが、国の基準と異なるものとなっております。

職員資格の項目では、国の基準では、家庭的保育、小規模保育C型、居宅訪問型ともに、家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者と定義をしております。ここで、網かけがしているところは、国の定めた基準よりも高い基準となっております。盛岡市が全て3つの事業が、家庭的保育者は、研修を修了した保育士、あとは家庭的保育と小規模保育C型が花巻も一関も保育士としております。奥州市は、家庭的保育者は、研修を修了した保育士、また、小規模保育C型を北上と奥州市が家庭的保育者のうち1名は、研修を修了した保育士と定めております。

次のページで、大船渡、久慈の部分が、真っさらな部分は国の基準となっております。釜石のほうで、小規模保育C型で家庭的保育者のうち1名は、研修を修了した保育士と定めております。3枚目、2枚目のあれが、八幡平市が全て3つの事業、家庭的保育者は、研修を修了した保育士となっております。

次に、職員数の項目にいけますけれども、家庭的保育、国の基準では子ども3人までは家庭的保育者1人とし、子ども4～5人の場合は保育補助者を置くこと、あと小規模保育B型、事業所内保育については、保育従事者のうち2分の1以上は保育士と基準で定めておりますけれども、盛岡市さんは子どもが2人以上の場合は、保育補助者を置くこととしております。一関さんも盛岡市さんと同様です。花巻、北上、奥州市は子どもの人数に関係なく、保育補助者を置くこととしております。あとは、後ろの部分は、全て国の基準になっております。また、小規模保育B型で盛岡市さんは、保育従事者は、3分の2以上を保育士とすることとしております。

また、設備・面積でも、盛岡市さん以外は国の基準どおりとしておりますけれども、盛岡市さんは屋外の庭、遊戯場のみとし、付近にあるこれに代わるべき場所は認めない。あと事業所内保育の面積ですけれども、乳児室は1人当たり3.3㎡以上という形になってございます。

このように、沿岸部は釜石を除きまして国の基準どおり、あと一方、内陸部は大半が国の基準を上回る保育士の配置を定めております。これは、待機児童の発生原因の違いによるものだと考えております。県内の待機児童の状況ですけれども、本年4月1日現在で盛岡市が54名、一関市が43名、釜石市が39名、宮古市が15名、滝沢市が8名、北上が1名となっております。すみません、北上市は7名でございます。

待機児童の多い盛岡市、一関の保育所担当者に待機児童発生の原因についてお聞きしたところ、施設が定員超過の状況で、これ以上、児童を受け入れることができないということでした。保育士の確保には余裕があるが、受け入れ施設が不足しているということだと思っております。

一方、宮古市の公立保育所では、一部の保育所を除きまして、保育士不足により定員まで受け入れることができず、定員割れの状況が続いております。宮古市の9月1日現在での待機児童は30名に達しております。内訳は、ゼロ歳児が12名、1歳児が9名、2歳児が8名、4歳児が1名の状況です。待機児童の発生理由は、施設の定員超過によるものと、保育士不足によるものとの2つに分かれるものと考えております。盛岡市など内陸の

市は、保育士養成学校もあり、保育士の確保に見通しが立ち、国の基準を上回る保育士の配置を定めることができるのではないかと思います。保育士不足の宮古市が、国の基準を上回る保育士の配置を定めた場合に、事業者の参入が進まず、待機児童が解消されない懸念が強く、国の基準どおりに定めたいと考えております。事業者からの事業認可の申請があった場合には、国が定めているガイドラインに沿った研修の実施はもちろんのこと、事業実施者として適格かどうか客観的に判断するための第三者委員会の設置について検討する必要があると考えております。

条例案についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件につきましては、教育民生常任委員会に説明済みでありますので、委員会での経過について教育民生常任委員長より報告願います。

坂本教育民生常任委員会委員長。

○17番（坂本悦夫君） それでは、質問に入る前に教育民生常任委員会のほうからの報告ですが、ただいま当局から説明がありました子ども・子育て支援新制度施行に係る基準条例の制定については、9月12日の委員会において説明がございました。委員会での主な議論の経過を報告します。

今回、当局から説明があった3つの条例のうち委員会で特に議論されたのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

国の基準と同じにした理由はという質問では、待機児童解消のためとのことでした。

委員会からは、話し合いの中でさまざまな意見が出されましたが、認可保育所の基準より下げるべきではない、子供に格差が生じないようにしなければならないとか、待機児童の解消は保育所保育で解消することが基本でなければならないとか、宮古市の待機児童は認定こども園が2つできるので十分に解消できるのではないかとか、この事業をやってみたいと考えている人たちがいるので入り口を狭めないほうがよいのではないかなどの意見がありました。

委員会の判断としては、この件は重要な問題であるとともに、定例会最終日に条例案が提出されることから、議長に議員全員協議会の開催を要請したところでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（前川昌登君） 教育民生常任委員会からの報告が終わりました。

ただいまの委員会の報告に踏まえて、ご質問があれば挙手願います。

〔「その前に委員長報告のコピーを、原稿」と呼ぶ者あり〕

〔「それでは、コピーは後ほどお持ちします」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 申しわけございません。先ほど福祉課長が説明した資料について若干補足させていただきます。

3枚ものでA4で県内の比較表、お渡ししてありますが、これは9月の中ほどに聴取したもので、県内各市では9月議会で宮古と同様にこの条例案を提案しております。したがって、まだこのとおりになったかどうかというのはわかりません。ということで、この取り扱いについてはちょっとご注意をお願いしたいと思います。

以上です。

〔「これに対する質問等は」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 質問等ある方はどうぞ。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 説明受けましたが、内容について理解を深めるという意味合いで、幾つか質問をしたいと思います。当局のお考え方も含めて伺いをしたいというふうに思います。

1つは、第23条、これ資料でいくと9ページ、家庭的保育事業の第23条、職員配置の基準が示されております。ここで、家庭的保育者の定義があるわけでありますが、市町村が実施する研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者、こうあるわけですが、保育士の資格を持っている者であっても、いわばこれは市町村が実施をする研修を受けなければならない、こうあるわけですね、1つは。これは、どういうことなのか。

本来、保育士資格は国家資格でありますから、要するにそういう資格を持っていた者であっても、これは家庭的保育者、小規模保育所のほうにも摘要がありますけれども、これどういう理由で資格を持っているにも関わらず研修を受けなきゃならないというふうにされているのか、そこをまず第一点お伺いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

保育士資格はございますけれども、家庭的保育という保育のほうになれるという意味合いで、家庭的保育研修のガイドラインでは基礎研修ということで、全ての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎知識、技術の習得ということで講義、演習が21時間と見学実習2日間、これ保育士のほうにもその研修を義務づけられているところでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） だから、私、意味がよくわからない。いわば普通の保育は、いわゆる家庭的保育あるいは小規模保育のC型もそうですよね、家庭的保育者という。それは、いわば普通の保育と家庭的保育あるいは小規模保育とは別のものだというので、あえて研修を義務づけていると、こういうふうな理解なわけです。だから、私はちょっとここが、保育士の資格を持っていない方がそこに携わるなら意味はわかりますよ。しかし、資格を持っている者をあえてその研修等を義務づけるという意味合いはどこにあるのか、よく私は理解ができないので聞いているわけでありますが、改めてお願いします。

○議長（前川昌登君） 三田地子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 福祉課子育て室長の三田地でございます。今の……

〔「ちょっと座ってもらっていい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） はい、では座ってお話します。

今の竹花議員のご質問でございますけれども、今、福祉課長が答弁しましたとおり、保育所に勤める保育士であっても、家庭的保育あるいは小規模保育、保育所とはまた違った現場であるということで研修を受ける必要があると、今の国の基準のガイドラインにもうたってあるところでございます。それに倣った基準条例でございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） これ以上、まあいいです。いずれもちょっと私は、この考え方少しどうなのかなという疑問に思っているということをあえて申し上げておきたいというふうに思います。

もう一つです。家庭的保育者のもう一つは、いわばその保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者とあります。これは具体的に、つまりこれは保育士の資格はないけれども、保育士と同等以上のいわば知識を有すると市町村長が認める者については従事することができます、これは具体的にどういう方をいうわけですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 具体的には、それ以外にガイドラインで示しております認定研修というものがございまして、さまざま児童福祉、社会福祉、精神保健、小児保健、養護原理、あと保育実習という部分で講義、演習が88時間、プラス保育実習、これが20日間、これを終えられた方が同等というか、そういった部分で考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） つまり、項第③にあります、いわば保育補助者とはまた違う位置づけでしょ。保育補助者はさらにそれは研修の日程がどうの。つまり、簡単に言うと、一定以上の研修を受ければ、保育士と同等以上の知識を有する者と、こういうふうに認めるということですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） はい、そういうことでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） このことについて福祉のほうはどうお考えですか。つまり、私が言いたいのは、わかりますよね。

〔松館福祉課長「はい」と呼ぶ〕

○21番（竹花邦彦君） 一定程度しっかりと保育士の資格を持った者と、さっき言ったように、20日間等の研修を受けた者が保育士と同等以上のいわば知識を有するんだと、この考え方についてどう思いますか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 確かに、保育資格を取るためには2年とか4年とかの大学、短大で長い勉強をして取る国家資格だと思っております。ただ、ここで待機児童の解消という部分で、国のほうでそういった基準を定めておりますので、それに従って私たちはその待機児童解消を第一に考えてそういうふうにしております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） これ国の基準なので、市のほうにどうのこうの言っても。ただ、物の考え方として、いわば保育補助者の位置づけも一方であって、しかも今、課長が言ったように、一定以上の市町村が行う研修を受けた者を保育士と同等以上という、こういう位置づけをするということの認識、感覚が私はよくわからない、はっきり言って。

ですから、これは単に、意味は課長が言っているように、待機児童を解消するためにいわばそういった職員についてのという意味合いはわかりますよ。しかし、こういう保育士と同等以上の知識を持つ者というこの定義が、私はどうもね、国の考え方がよくわからないし、そういう意味でこれはどういうことなのかとお伺いしているわけでありまして。ちょっと私は、そういう意味では、そういう定義の仕方についていかなものかというふうな思いは率直に持っておるので、ここは指摘をさせていただきたいというふうに思います。

次にいきます。小規模保育事業のA型、10ページ、そして11ページ、B型あります。

この29条、31条で、29条でいくと保育士数は、次の各号の合計数に一を加えた数以上、乳児、おおむね3人に

1人、B型でも同様であります。このおおむねという意味合いはこれどう理解する、つまり、保育者の厚生労働省の基準とこれは同じ、おおむねがなければね、同じだというふうに理解をしていますけれども、このおおむね3人に1人、おおむね6人に1人という意味合いは、これどう理解をすればいいですか。

○議長（前川昌登君） 三田地子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） おおむねの理解でございますけれども、今、現状ございますと、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のいわゆる保育所の配置基準におきましても、いわゆるおおむね3人につき1人という形で規定がされてございます。それに倣ったものでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、現実の保育士の配置基準も、私の認識はゼロ歳児は3人に1人と、それから一、二歳児は6人に1人という基準だと思って、これも今はおおむね3人に1人、おおむね6人に1人、こうなっているということですか。その基準と変わりがないということですか。

○議長（前川昌登君） 三田地室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 基本的に、例えば宮古市の保育士の今の職員配置は、3人に1人という形で配置をしておりますのでございます。

〔竹花議員「国の基準はおおむねらしいというのですか」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、宮古市ではおおむねを取って3人に1人としているんだけど、厚生労働省基準ではおおむね3人に1人、おおむね6人に1人という基準になっていると、こういう理解でいいわけですね。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 市の基準でいくと、おおむねはないんですけども、そのもともとの児童福祉法でいきますと、おおむねという表記があるということです。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると、わかりました。仮に、今回これを国の基準どおりに宮古市は定めるということですよ、市の方針。そうした場合は、おおむねがつくということになりますよね。では、このおおむねはどう、つまり具体的に言うと、乳児が4人という場合はどう計算するんですか。そういう意味でね、このおおむねというのは、じゃ、宮古市もこの基準を定めた場合は、国と同じ基準になるわけです。私は、そういう意味で、おおむねがなければね、3人に1人、6人に1人、現場は混乱しない、基準も混乱をしないんだが、国の基準どおりおおむねという表現を使って基準を定めるとすれば、このおおむねという言葉、どう理解をし、どう解釈をしていくのかという問題が出てくるわけですよ。ここについてどうお考えですか。

○議長（前川昌登君） おおむねの解釈は、例えば3人に1人というようなことでスタートしても、途中で2人になる。

○21番（竹花邦彦君） いやいやそれ、3人の場合、3人まで1人だから、下はいいわけです。問題は子供がふえた場合、4人になった場合に基準はどうなるのと思ひまして。

○議長（前川昌登君） 松館課長。

○福祉課長（松館仁志君） ゼロ歳児、乳児が3人に1人、あと、ここでございますと、1歳と2歳がおおむね6人に1人ということなので、それを割り返します。

〔竹花議員「計算はわかっているんです」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） だから、私が言っているのは、仮にゼロ歳児が4人入りましたよという場合について、このおおむねの表現でいくと、4人でも1人の配置で構いませんかという基準の考え方ありませんかということですが、私が言っているのはですよ。だから、おおむねを削除をして、3人に1人とすればはつきりするわけです。だから、これは運用の仕方、いわば市側もあるいは事業をする側もおおむねという解釈を抜いて、4人でも1人でおおむねですから、4人配置があっても1人の保育士でいいんじゃないですかと、こうなりませんか、こういう問題が起きませんかということを私は指摘しているわけです。だから、このおおむねという意味の解釈をどう理解をすればいいのだということでもあります。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） そうですね、国の基準を示すとおりということでやっておりますけれども、現行、保育所の場合は、ゼロ歳児は3人に1人という形でございますので、その実施が、認可するところが市でございますので、竹花議員さんがおっしゃったとおり、ばちっばちっという形で対応してまいりたいと思っております。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） とすれば、このおおむねという文字は削除して、しっかり3人に1人、6人に1人というふうに私は基準を定めるべきだと、このことを先ほども言っているわけです。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） ただいま福祉課長が竹花議員のお話を受けて、実施の段階でそのようにというふうな話しましたが、これは条例ですので、あくまでも民間参入等も想定した際の基準になります。したがって、我々とすれば、そのおおむねの解釈はちょっと今、正確なお答えできませんけれども、国の示す基準、このとおりで条例を制定していきたいと考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 私は、申し上げたように、市のほうは基準を変えるつもりはないというお話ですが、私はこの旨を削除すべきだということは指摘しておきたいと思ひますし、ぜひ、これは混乱起きますよ、必ず。現実に今、児童館等でもおおむね小学校3年生まで、そういうのあつて4年生以上、そういう基準があつたにしても、ここの解釈をめぐって、さまざま入所を受け入れる側も含めて、現場で混乱があるわけですよ。ですから、こういう基準について私は、そういうどうにでも理解ができるような表現については、これは私、用いるべきではないというふうに思ひますので、私は、これは削除すべきものというふうに思ひているということをお指摘をさせていただきたいというふうに思ひます。

最後の質問になります。

小規模保育事業のA型、B型の違いはどこにあるんだろうかということでもあります。職員配置基準が違うというのはわかりますが、その他の内容について私は、AとBの違いはこれを見た限りは全く違いはない、ただ、職員の保育士にするか、2分の1上の保育士でいいか等々の違いしか私はないのではないかなというふうに思ひておりますが、当局のほうの理解はどうでしょう。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

現在でも首都圏を中心に家庭的保育事業は、保育ママという形で実施しております。宮古市でもやっております保育事業、それが両極端になっております。その中に小規模がA型、B型、C型が入っております。保育所に近いのがA型、家庭的保育事業に近いのがC型、その真ん中をとったのがB型ということで、そういった現状の家庭的保育事業の実態に合わせてこういうふうなA、B、Cと振り分けたと理解しております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 今、宮古市ではいずれこの新制度が導入されて、実施といえば市町村が実施をするか、あるいは民間事業者等がいわば参入をして実施をするかと、事業主体がどうなるかと、宮古市もこういった事業をやっていくということになるのか、ならないのかという判断は後で出てくるんだろうという、仮に民間事業者等が行うという場合は、宮古市は小規模保育事業というのを初めて出てくるわけですよ。そういった場合に、小規模保育事業のA型、B型、C型というのも3つあるわけですが、いわば6人から19人までの入所定員、A型、B型は全く同じです。C型は10人以下ですから、それよりも小規模の保育をする場合は。したがって、入所定員の違いはA、Bと、Cでは違う。しかし、A、Bは入所定員も全く同じだと。じゃ、どっちをやるかといったときに、A型とB型を比較をした場合は、一方は保育士の資格者を求められる。B型は半分で保育士の資格を、半分でいいよと、こういうことになる。

当然、これはどっちを選択をするかとなれば、これは必然的に皆様おわかりになりますよね。いわば事業参入する側、当然、保育士が半分でいいというほうに、選択をする側はですよ、事業する側は、保育士の確保の問題等々もありますから、当然これは両方だけを、現実的にはやっぱりB型しか、割といいかなということになり得るだろうというふう思うんですよ。そういうことも含めて、AとBの違いは何かということをお聞きをしたわけでありまして。そういう意味で、私は現実的にそういう型があっても、民間事業者が行われた場合は、B型を選択をするというほうがはるかに出てくるんだろうというふう思うわけでありまして。いずれ、そういった質問になりますから、意見等はまた別にして、内容を理解する意味で幾つか質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 今のご質問ですけれども、特定事業として認められれば、給付金がございますけれども、A型は全部保育士、B型が2分の1で、違いはそこだけだということで、加算の部分でそこら辺は差がつきますので、そこは事業者がどう判断するのかだと思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） すみません、ちょっと確認をしたいんですけども、今の家庭的保育の小規模の部分で、乳児が3人に1人、おおむねというのがついているにしても、仮に3人だと仮定したときに、その総数に一を足すという部分です。そうすると最低2ということの理解ですか。

○議長（前川昌登君） 三田地子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 竹花議員の意見に踏まえて補足いたします。

職員の配置数が、例えば今の保育所であれば、保育所トータルでの職員の配置数という考えになると思います。なので、おおむねとあるのは、今の現状の職員の計算でも、例えばゼロ歳児が4人となれば、職員数はとりあえず1.3人で計算いたします。各年齢ごとに小数点がついた職員数を合計して行って、その保育所の職員基準配置数を出しているという形に。ただ、現状では、1つの保育所について職員は2人もカタレナという規定にな

っております。同じように、今の松本議員さんからのご質問でございますが、今回の規定につきましては、例えば29条であれば、保育士数は次の各号の合計数に一を加えた数以上とございますので、この乳児から4歳以上の合計数に一を加えた数以上という解釈になります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） ちょっと聞いているというか、私の問いはちょっと違うんですけども、これ複数、要するに複数年齢といますかね、年齢帯、年齢区分ですか、これがぐうっとこうゼロから3歳という複合的な部分であればそうなんでしょうけれども、最小ロットの3人の場合、3人でも乳児、例えば3人でも参入可能ですよ。だから、3人の場合に2人ということ、最低必要だという理解になるんですよ、そうすれば。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） ちょっと確認します。最小ロットの考え方なんですけど、この29条の②のところで、次の各号といますか、4つのゼロ歳から4歳以上というところありますけれども、今の最小ロットというのは、仮にですが、乳児だけ預かる施設で3人の場合はという捉え方でよろしいですか。その場合、乳児だけ3人という施設の場合は、それに一が足さるというふうな考え方で。

〔「2名でいいんだよ、2名で」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（下澤邦彦君） ですから、2名になります。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） ちょっと補足をさせていただきます。

家庭的保育事業というのが6人以上から10人ですので、小規模保育のが6人から10人以内なので、その部分、あと家庭的保育事業については、おっしゃるとおりでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） この間、ちょっと板橋区のテレビでしか見ていなかったんですが、乳児3人で1人いたんですよ、板橋区はですよ。今度の基準でどう変わるのかわからないけれども、最小ロット3人で2人ということになると、これはなかなか大変だなという思いが今したので、確認をさせていただいたんですけども、どうしても2人必要だということですか。

○議長（前川昌登君） 三田地支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 例えば、預かる子供さんが3人の場合ですと、今回のこの事業の場合ですと、小規模保育事業ではなく家庭的保育事業のほうに該当しますので、その場合は現状の基準ですと、子供さん3人に対しては1人で、いわゆる板橋区と同じように1人で見られるという……。

〔「1足す1じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2番（松本尚美君） わかりました。

それから、先ほどちょっと竹花議員と議論していた部分の23条の③、②については先ほど議論がされていたと思うんですけども、保育補助者、市長が行う研修を修了した者、この研修は先ほどの研修説明とはちょっと違うとは思いますが、どういう内容ですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

研修にも基礎研修と保育士又は同等以上という部分の研修でございまして、その保育補助者のほうの研修で

すと、21時間2日以上ということで、そういうのを考えております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。市長が行う研修というのは、ノウハウは宮古市にあるのかどうかちょっとわからないんですが、これはどこか委託してというか、県で統一しているのか、どうなんですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

現実、釜石市の場合は、ニチイのほうに委託を実施しております。宮古市の場合は、そういうのも想定されま
すし、あとは各ブロックの担当者会議の席上では、例えば、宮古市でそういう方々を3人とか、久慈で2人
とか、ロットが少ないので、それを一括で一堂に会して岩手県主催でやってほしいという要望はしております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

それから、ちょっと参考で教えていただきたいんですが、先ほどのやりとりの中で最後に給付金、給付費、事
業によって加算も、いわゆる保育士の数で変わってくるんだらうということでは理解をしたんですが、どこか
で、例えば6人とか10人でもいいんですが、年齢構成も標準でもいいんですけれども、給付額がそれぞれ年齢区
分とか、どれぐらいの給付がされるのか、そういった何か標準的なのがあるんでしょうかね。

○議長（前川昌登君） 三田地支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） お答えいたします。

現状では、国のほうからあくまでも仮単価ではございますが、各事業ごとにいわゆる公定価格と申しますけ
れども、その単価が示されておるところでございます。その単価は、利用定員区分によって単価が決まってくる
というつくり方をされておるところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

では、今わかる範囲で、例えば乳児3人を預かり家庭保育の場合は、これは給付費というのはその事業者に幾
らぐらい入るものなんですか。

○議長（前川昌登君） 三田地支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 申しわけございません。ちょっと今、手元に資料がなく、お答えでき
ない状況です。すみません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） では、なければお答えができないようですが、資料をそろえた資料はお持ちでしょうか
ら、配付していただけますか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 了解いたしました。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） それから、盛岡市が国の基準以上になっている部分で、この乳児室の3.3㎡、事業所内も
そうなのか、事業所内だけなのか、どうなのかというふうには見ていたんですが、これはどういう理由が考
えられますか。この基準に沿わないで、広くしているという意味だと思うんですが。

○議長（前川昌登君） 三田地支援室長。

○福祉課子育て支援室長（三田地 環君） 恐れ入ります。確認をとっておりませんが、恐らく現状そういう事業所があるのをベースにつくってあるのではないかと推測します。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○2 2 番（松本尚美君） わかりました。推測、推定。基本的にこの事業所内保育に限らずどうなのでしょうかね、この部分については、検討はされていると思うんですが、この面積要件、狭いよりは広いほうがいいし、余りにも広くても大変だなという思いがあるんですが、例えば自宅を使つての保育ということになれば、それなりに面積はそれぞれあると思うんですけれども、部屋の広さそのものはね。ただやっぱり狭いよりは広い、そうすると3.3㎡ぐらいの部分で1人、宮古市の場合も条例上変えてもいいんじゃないのかなという、現状あるかどうかは別にしてもと思うんですが、その辺の検討はされましたか。面積要件ですね

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 事業所内保育、家庭的保育事業の中でも22条の部分で設備の基準がうたっておりますけれども、9.9㎡、3人ということで、超えるごとに3.3㎡ということで、これは妥当であろうというふうな判断をいたしました。

○議長（前川昌登君） いいですか。

須賀原議員。

○1 2 番（須賀原チエ子君） すみません、これを見ながら国は本当に保育をわかっていないなというのが私の感想です。

まず、1つなんですけれども、乳児だから寝かせてミルク飲ませておむつ取りかえれば良いというものではなくて、乳児だからこそゆっくりしっかり抱いて話しかけたりとか、そういうのがすごく重要なんです。そういう中で、やっぱり3人を1人でも良いということには大変疑問を感じます。それで、制度についてなんですけれども、研修を修了した保育士となっておりますけれども、今現在、個人で子供を預かって見ている方々も結構いると思います、この状態なので。そうした方々は、保育士の資格がなければやれないのか、もしくは先ほどお話ししたその何十時間だけの研修を受ければできるようになるのか、その辺はいかがですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） お答えいたします。

現在も個人契約という形で二、三人預かっている方いらっしゃると思うんですけれども、これまでどおり実施する場合には、この条例というのは全く影響はございません。ただ、特定地域保育事業として国の認可を受けて給付を受けようとする場合には、そういった基準に従わなければならないという形でございます。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○1 2 番（須賀原チエ子君） 給付をいただけるようになるということが、預けている側の負担が減るわけですよ。預けている人は今、幾ら、何万かで頼んでいるんだけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 保育所と同じように、応能負担のほうになります。国が定めた公定価格からその応能負担に、保育所の保育料みたいなのを預ける方からいただいて、その差額を国、県、市から給付するという形になります。

[何事か発言する者あり]

○議長（前川昌登君） 坂本議員。

〔須賀原議員「はい」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 須賀原さん、まだあるようだから。どうぞ、須賀原議員。

〔何事か発言する者あり〕

○12番（須賀原チエ子君） 申しわけありません。そうしますと、今、先ほどの説明で、ゼロ歳児の待機児童が多いというんですけれども、保育士が足りないという説明もあったんですけれども、宮古市の場合、その保育の資格を持っている方々といえますか、この事業への見通しみたいなのはいかがですか。

○議長（前川昌登君） 松館福祉課長。

○福祉課長（松館仁志君） 現在も宮古市、保育士を広く募集しておりますけれども、きゅうきゅうしている状況でございます。それで、今回、問題の争点になっているのが、保育士又は保育士と同等と、資格がなくてもそういうレベルの方はいいですよという部分なんですけれども、この部分で条例を通していただければ、そういった資格はないんだけど質的に保育士と同等の方も事業参加できるということで、広くというか、ある程度、待機児童の解消にはつながるのかなと思っております。

○議長（前川昌登君） 坂本議員。

○17番（坂本悦夫君） 教育民生常任委員会でもいろいろ協議をしまして、結論に至っております。タイミング的に、今、話したほうが議論が深まるのかなと思ひまして、今、より詳細にというか、具体的に結論の説明をしたいと思ひます。我々は……

〔何事か発言する者あり〕

○17番（坂本悦夫君） いや、あの……

○議長（前川昌登君） 質疑ありますか。

○17番（坂本悦夫君） いや、今、説明したほうが、いつ話したほうがいいのかというふうに思ひていました。

〔「質問受けてから」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） まず質問を受けてから。

○17番（坂本悦夫君） それだったら、それでもいいんですけれども。

〔「委員長さん、もう少し待っててもらえる」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 何かそれを先にしたほうが協議が深まると言われたので、ちょっとタイミング的に今かなと思ひて……

○議長（前川昌登君） ああ、そうですか。

○17番（坂本悦夫君） 手を挙げたんですけれども。

〔「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、どうぞ。

〔「ほかに」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 落合議員。

〔「議長、その前に議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） はい。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 先ほど、坂本委員長のほうから、先ほど彼が発言しようとした意図は、つまり所管する常任委員会に説明を事前にして、いろいろ意見を交わされた。ということは、また全協で、なおかつ教育民生常

任委員会で議論した内容、重複も含めて、それが必要だという判断ではおかしいんじゃないのという意味で、私は教育民生の委員長に、教民の委員会とすればどういう結論を出して、どういう判断について全協でのその意見をさらに深めるか、あるいは参考にするか、そういう流れどっちなのと聞いたんですよ。

教育民生常任委員会として意見がまとまっていないから、全協で改めて皆さんの意見を聞いた上で、もう一回、教育民生常任委員会を開くのか、私はこう聞いたんですよ。そしたら、いいや委員会とすれば結論が出ているというんですよ。そうであれば、教育民生常任委員会としてのその結論を、冒頭の委員長報告の中に私は入れるべきでなかったのかなと思って、しゃべるんなら今だよと言ったんです。でないと永遠と所管外の議員の皆さんもあまたこうだ、重箱に隅をほつつくようなことにね、時間がかかるわけですよ。

〔「そうではない」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君） それは議会基本条例の……

〔何事か発言する者あり〕

○26番（田中 尚君） 議会条例の、この議会の運営の効率化、その点照らしたときどうなのかなという疑問、私は持っていますので、茂市議員のいつもほじくるようなのは、問題外ですけども、ちょっとそういう意味で、この全協と常任委員会、当局があすの本会議の最終日で提案している条例の事前説明とのかかわりで、委員長が教民では手を余す、この内容についてはボリュームが大きいから、改めて全協で説明をいただいた上で、全議員が、本来であれば所管の常任委員会のいわば条例なただけけれども、全議員が改めてその内容について逐次やる必要があるという形になってしまったから、私はさっきからおかしいなと思って聞いているんですよ。わかりますか。

○議長（前川昌登君） はい、わかります。

○26番（田中 尚君） 議事進行について、私はそう理解です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 今、質疑の状態です。

松本議員どうぞ。

○22番（松本尚美君） 田中議員のおっしゃるのも一理あるとは思いますが、私は理解も含めて皆さんの多数がそうだと思うんですけども、教育民生常任委員会でこの条例の内容についてやりとりをしているという経過は大概、議員の皆さん、理解をしていると思うんです。やっている部分、やりとりをしていると。

ですから、委員会の判断として、教民の判断として、なかなかこの内容について所属内の議員の理解がどうかという部分も私はあったと思うんですよ。ですから、今回、きょうの全協で所管外の議員に内容を限りなくまず理解をしていただくということが前提だったというふうに思いますから、私は、所管外の議員の方々が、当局に内容について理解を深めるための質疑することについては問題ないというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 下澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（下澤邦彦君） 一つお伝えしたいんですけども、今回の提案しようとする条例について、9月中旬に教育民生常任委員会に説明しました。これは、委員会に付託したものではないということは、ご確認していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑ございませんか。

落合議員さんはどうですか。

[落合議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（前川昌登君） いいですか。

[「委員長」「はい、終わり」と呼ぶ者あり]

○議長（前川昌登君） それでは、坂本教育民生常任委員長。

[「もう終わりでもいい」と呼ぶ者あり]

○17番（坂本悦夫君） はい、議長。

[「退席してもいいですか」「じゃ退席」と呼ぶ者あり]

○17番（坂本悦夫君） それでは、やり直します。

我々、教育民生常任委員会もいろいろ協議をしてきました。それで、結論も出しておりますので、ご報告をしたいと思います。

それで、我々は、当局案が全ての事業の条件を国基準に同じということなので、修正案を呈することにしました。これは、先ほど部長がお話したように付託案件ではないので、教育民生常任委員会として修正案を出すことはできないので、委員全員が発議者になって提出することにしました。特に、我々が問題に……

[「続けてどうぞ」と呼ぶ者あり]

○17番（坂本悦夫君） 特に問題なのは、家庭的保育事業です。

これは、新制度の中で、すみません、ちょっと唾液が出ませんので、ちょっと水を飲ませていただきたい。長く話していると、唾液が出なくなって。申しわけないのですが、座って説明してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○17番（坂本悦夫君） 特に我々が問題にしたのは、家庭的保育事業です。

これは、新制度の中で待機児童を解消の切り札と言われている事業なのですが、我々が考えるところでは、かなり問題があります。現行の認可保育所の最低基準より低く示されています。それで、私たちは条例を定めるに当たって、子供たちを救うためにはどうすればいいのか、新制度の弊害を緩和する立場に立って、次の4つを基本視点にしました。

1つは、保育条件を現行の基準より下げない。

2つ目は、新制度は各事業によって基準が違うんです。それなので、保育条件に格差が発生する仕組みになっているので、格差の発生をさせないようにです。

3つ目は、やっぱり子どもの権利条約からの視点も重要と考えました。

4つ目は、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施義務です。

この4つの点を基本的視点として考えたわけですが、その修正案についてですが、まず家庭的保育の職員資格です。これは、国の基準でいけば無資格でもいいということなので、これは、我々は奥州市と同じです。家庭的保育者は、研修を修了した保育士、要するに保育士でなければならないというのが我々の立場です。なぜかというと、家庭的保育者は1人から5人です。したがって、心配なのは、無資格者の人たちがやるということになれば託児所的になるのではないかと、託児所であってはだめなわけですが、これ保育しなければなりませんので、託児所にならないかの心配があります。もう一つは、基準が低いところで保育を受けるわけですから、子供をひとしく保育を、子供はみんなとひとしく保育を受ける権利があります。この保障を我々はどうすべきかということも考慮した結果が、やっぱり保育士でなければならないということにいたしました。

それから、小規模C型です。これは、6人から10人までですが、ここも国の基準は、保育士資格は要らない、

無資格でいいということになっておりますけれども、こども奥州市と同じで、家庭的保育者のうち1名は研修を修了した保育士、6人から10人ですから最大の保育者は4人になりますけれども、そのうち1人は保育者の資格を持った人でなければ……。

〔「保育士」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 失礼しました。保育士の資格を持った人でなければだめというふうになりました。

それから、職員数ですが、家庭的保育者、これは子供3人に対して1人と国の基準ではなっています。そして、先ほど竹花議員からおおむね3人という質問がありましたが、国ははっきり1人に3人、3人に1人と言っていますので、おおむね3人は3人と解釈すべきと我々は考えております。

〔何事か発言する者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 3人に、考え方、要するに3人に1人なんです。家庭的保育はね。3人に1人……

〔「おおむね」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） おおむねでもいいです、3人に1人、とりあえずね。3人に1人というのは、須賀原チエ子さんが言ったとおり、3人に1人、ゼロ歳から2歳児の子供ですから、3人に1人というのは非常に難しいでしょうというのが我々の判断です。無理でしょうと。勉強に行く時間があるのという感じですので、これは盛岡市に倣っています。盛岡市の条例と同じで、子供が2人以上の場合には補助者をつけましょう。ですから、2人の場合には、保育士と補助者をつけるということです。

我々が問題にしたところは、今、私が説明した範囲内ですので、これであしたの議会には修正案を提出したいと思っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。

何か質問がございましたら。

〔「ある」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 茂市議員、どうぞ。

○24番（茂市敏之君） 聞いてもね、なかなか1回で理解がわからないので、このページ数でどこの分をどうしたいのかというように説明してけねべか。

それから、もう一つ聞くと。この教育民生常任委員会の中では、こういう意見が出ましたと書いてありますが、この事業をやってみたいと考えている人たちがいるので入り口を狭めないほうがよいのではないかと、これはこのままでいいんでないかという意見のほうに私は理解するわけですが、その結論は出たというさっきの話だったけど、結論が出たんでもこういう、どうなんですかね、意見があったけども、まとまって修正案を出すことに決定したと、そういうことなんですか。

○17番（坂本悦夫君） すみません、そのことはちょっと修正をしたいと思っております。

〔何事か発言する者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 茂市議員、ちょっと修正をしたいと思っております。我々の考えとすれば、こうだと、これで行きたい……

〔何事か発言する者あり〕

○17番（坂本悦夫君） そうそう、これでいくんだけれども、全協で説明するわけですから当局が、それに対して皆さんが、反対が非常に多いというのであれば、考えなきゃだめだがねというふうに思っていました。

〔「違う、調査」「修正案だから」「12日の常任委員会ではこういう意見があったが、その後の委員会で出す、最終的に調査して」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） もう一回、もう一回。

○議長（前川昌登君） 竹花議員どうぞ。

〔「補足」「マイク」「おかしいと思うもんね」と呼ぶ者あり〕

○21番（竹花邦彦君） 茂市議員が聞いているのは、冒頭、常任委員長がきょうの全協に諮る経過で説明したわけでしょ。ですから、きょうのペーパーはそれに基づいてのペーパーだったわけでしょ。その後、私が知っている範囲では、教育民生常任委員会で当局と意見交換とか、独自の常任委員会で話し合い等があったでしょ。

〔坂本議員「ありました」と呼ぶ〕

○21番（竹花邦彦君） その結果として、さっき言ったように、教育民生常任委員会として意見がまとまって修正案を出そうという方向になったということなんですよ。その経過をきちっと説明をしないと、このペーパーだけだと意見が違うんじゃないですかというふうに茂市さんが言うのは当たり前話なんです。だから、そこら辺をきちっと説明すべきではないですかと私は言っている。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

○17番（坂本悦夫君） ですから、先ほど最初にそういうふうに説明したつもりなんですけど、今、竹花さんが言ったとおりなんですけど、そういうふうに理解はできなかったんですか。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 質疑させてください。

今、坂本委員長から、ハードル、いわゆる資格者の問題も含めて、この国の基準からいけば基本的に加配みたいな感じになるわけですが、これは、当然にいわゆる給付、加算、そういった部分の財源の部分にも当然関連するものというふうに理解をするんですが、そこら辺は委員会ではどういう検討をされていますか。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

○17番（坂本悦夫君） そこまでは検討はしてありませんが、財源が、基準が上がれば財源がプラスになるというふうには理解しています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） なかなかこれを推計というか、委員会で独自で推計するというのは、ちょっと大変だなというふうには思っていました。ですから、我々もいい悪いのはちょっと別にしても、やはりいい制度をどうこの宮古市に導入していくかという観点では、しっかりと研究含めて理解をしなければならぬというふうに思います。恐らく、他市の国の基準以上にハードルを高くしているところは、恐らく議会の修正案ではないと思われるんです。当局提案といいますか、自治体がこういう国の基準に加えて決めたというふうに思います。その分については当然、財源の問題についてもしっかりと検討がなされて説明があったというふうに理解をするので、やはり財源抜きになかなかこれは判断するのは私は難しいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

○17番（坂本悦夫君） そのとおりですし、今度のこの新制度は非常に複雑です。いろいろな法律が入ってきて、言葉一つとっても、このおおむねについても、児童福祉法で使っている言葉なので、こういうのも勝手に変えられないというようなことがあったりして、非常に複雑だと私は思いました。なおかつ、これが説明があったのが12日ですよ。その二、三日後、これは一般質問が始まるわけですから、我々がいろいろ勉強する時間はほとんどありません。そういうタイトなことを今、我々は突きつけられているので、本当に大変だったんです。我々

だけでなく、当局も大変だったと思うんですが、それ以上に我々素人が、この短期間にこういう複雑な制度を理解しろというのはちょっと無理かな。

したがって、我々が判断しているのは、我々の常識と、さっき挙げた基本的視点に沿って考えた結果です。ですから、条例の詳しいところまでは、我々は理解は及んでいないというのが正直です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） では、私の問いにちょっと答えていないと思うんですよね。ですから、そうであれば、先ほど私は当局が言ったときをお願いをしていましたが、こういった給付加算、いわゆる国が示した基準以外のものを加配、加えたとすれば、どういう負担がどういうふうに生じる、幾ら生じるのかというシミュレーションも必要だというふうに思うんですよね。ですから、そこら辺の検討もしないと、これはなかなか判断できないんじゃないのかなということを指摘させていただいていたんです。ですから、その点について委員会で、その財源を含めてですよ、どうなるのかということもしっかりチェックをしたのかどうかをお尋ねして、していないという話ですから、私はするべきだと思うんですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 順番があります。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本さん、いいですか。財源についてはまだ……

〔松本議員「やっていない、どうするのか。もう一回当局に聞いたほうが」と呼ぶ〕

○17番（坂本悦夫君） あしたはとりあえず修正案を出そうと思っておりますが、財源についてまでは、先ほど話したように時間がありませんでした。家庭的保育だけでも精いっぱいでした。本当は特定教育とか、面積とか、そういうところまでやりたかったです、本当は。だけれども、本当に物理的に時間がありませんでしたので、その財源等のことについてまではとても及ばなかったというのが正直な話ですので、当然、松本委員長もおっしゃるとおりだと思いますので、そのことについては、いろいろと研究させていただきたいというふうには思います。

〔「いやいや、条例」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） 先ほど当局にも質問したんですけれども、1人を預かっている方が、今この制度が出たことで預かれなくなると、結局、登録しないと給付金がもらえないから親の負担は減らないわけですよね、結局。そうなったときにやっぱり私は質問もそうなんですけれども、1人預かって今やっている方と、あと3人に1人というのは私もあり得ないと思うので、2人以上と、その部分、例えば研修を何時間、八十何時間受けたら1人だったら見られるとか、そういう柔軟性といいますか、をつくらないと反対に親御さんたちが負担が軽くなるのであれば、そういう資格を持っているほうに移りたいとかってなったときに、反対に待機児童がふえる可能性も私はあるんじゃないかなと思うんですよ。なので、1人見るのと、2人以上見るのを分けてはどうかというのをすごく思うんですけれども、その辺はいかがですか。研修を受けることによって国も認めているわけですので、その部分をどうなのかなときの方からずっと思っていたんですけれども。

○17番（坂本悦夫君） チエ子さんの言うことはよくわかる。わかるんですが、ここはすごくそういう意味では難しい。だから、須賀原さんみたいに言ったことでは、なかなかこの条例をつくることは難しいんです、いろい

ろ法的に拘束されているので。それで、この家庭的保育だと、1対1のときがあるわけですよ。1対1のときがあるわけでしょ、当然、1人から5人だから。そのときに、1対1だと預けたほうはすごく不安だと思います。見えないから、一日何をやっているかわからないし……

〔「ちょっと違う」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 違うか、違う質問か、何。

○12番（須賀原チエ子君） 今、現在、預かっている人たちがいるわけですよ。そういう人たちのもきちんと制度として残してあげないと、かえってそういう人たちが預かれなくなる、結局、親の負担がふえれば、やっぱり安いほうに流れるだろうし、そういう意味です。

○17番（坂本悦夫君） わかりました。要するに、チエ子さんが言うのは、無資格者。

〔須賀原議員「そう、保育士の資格のない方」と呼ぶ〕

○17番（坂本悦夫君） 保育者だけではなくて、無資格者もできるようにしてほしいということですよ。わかりました。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

〔坂本議員「今、答弁していますので。チエ子さんの質問に対しての答弁」と呼ぶ〕

〔「どう答弁している」「答弁はできるわけないでしょ」「ほかに」「まだ答弁中じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） はい、まだ答弁中。

何の質問でしたっけ。保育者でなくても、無資格者でもできるようにしてほしいと、こういうこと。

〔「調査も」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） はい、いや、わかった。

○12番（須賀原チエ子君） それなりの研修を受ければ、認められるというふうになっているので、保育士だけになってしまいますよね、今の制度だと。1人預かるのでも、保育士の資格がなければできないと、そうなったときに、じゃ、保育士の資格を持っている人が宮古にいるのかという問題が起きるわけですよ。先ほどの答弁も足りないという話だったので、そこの部分を残さなければ、保育が大変じゃないのかということです。

○17番（坂本悦夫君） はい、チエ子さんのおっしゃることもよくわかるし、私も……

〔「だから、チエ子さんは国の基準どおりでいいのかと、端的に言えば。国の基準どおりで……」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） ちょっと待ってください。今、チエ子さんの質問に答えます。

無資格でもいいと、にしてほしいと、こういうことですよ。それで、チエ子さんにぜひ理解してほしいんですけども、これは……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 委員長さん、ここは議員さんからも意見が出ていますので。

○17番（坂本悦夫君） だから、今質問に答えている。

〔「簡潔に答えてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 須賀原さんのご意見は聞くだけで。

田中議員、どうぞ。

[坂本議員「聞くだけでいいの」と呼ぶ]

○26番(田中 尚君) 議長、委員長に質問があります。

あすの議案提出が予定されているのに対して、教育民生常任委員会とすれば、修正をして対応したいという説明でした、結論は。そのことに対して、茂市議員のほうからは、わけがわからないというふうなことがありました。これは、私に言わせればちょっと論外ですけども、そのために説明したのでね。

それはさておいて、4ページをごらんいただきたいと思います。

あす、議会に提出が予定されております条例は3本であります。

1つは、(1)宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これが1本であります。

次に、以下(2)、(3)、この3本の条例を概略をしてどこがどう変わるんですかということで、今回、私どもがいただいているのがこの資料なんです。つまり、国の基準に対して宮古市はというふうに対応するんですか、国の基準どおりで条例を出しますよということで、肝心の、付託したわけでない説明していますけれども、条例本体が出ているの、出ていないの、つまり第1章から第5章まで附則も含めてですよ。

[坂本議員「はい」と呼ぶ]

○26番(田中 尚君) これは、教民の皆さんには出ている、出ていない、どっち。

○議長(前川昌登君) 坂本委員長。

○17番(坂本悦夫君) まだ出ておりません。おりませんですけども、宮古市は国の基準に準ずるというふうに言っていますので、ほとんど変わらないだろうということだと思っております。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) そこで、私は議会の対応といいますか、議会基本条例あるいは自治基本条例で定めた部分であるんですが、いわば議会と市の関係は二元代表制で、議会の最大の存在意義は議決権の行使なんです。当局の提案に対してよいのか悪いのか、この判断が我々議会議員一人一人に求められているんですよ。そういうその前提は、情報の共有なんです。今、核心的な部分で国の基準どおりになるだろうと、正式な議案として提出されていないから出していない、これは私はちょっとおかしいなと思って聞いているんですよ。つまり、議案の事前説明というのは、従来やってきているわけですよ、私の経験から言いますと。それからいけば、それは今回そういう形になっていないというのは、ちょっとなかなか議論が見えにくくなっているし、どこをどう直すかということが……

[「断って話していたんでないの、俺がそれを聞きたかったんだ」と呼ぶ者あり]

○26番(田中 尚君) いや、だからそこ調査していますから、黙って聞いていてください。

[何事か発言する者あり]

○26番(田中 尚君) そういう意味ですよ、いわばあした提案が予定されている条例の本体がないまま、抽出的な部分だけの説明になっているということなんです。ここはちょっとわかりにくくなっているの、茂市議員のような質問も出てくると。教育民生常任委員会が修正したいと言っても、当局のその提案の母体がいわば全体として出ていませんから、骨だけで、そういうことになるので、これは、ちょっと私もさっきからやりとりを聞いていて、いかなものかなという思いがあります。

ただし、教育民生常任委員会の件の全協の協議の中心というような部分は、いわばあったけれども、最終的には国基準ではまかりならぬ、こうすることで、改めて全員協議会の場で議員の皆さん方の意見をお受けしたい

と私は受けとめています。そのことに対して松本議員のほうからは、いやいや財源はどうするんだ、当局のほう
は国の基準でいくとなると事業参入者が困難になって、結果として待機児童の解消につながらない、だから国
の基準どおりいくんです、こう提案しているわけですよ。それに対して、教民とすればですよ、いやいや、やっ
ぱりちゃんと国の基準は前の形でいきたいということでもあります。

当然、そうなる財源の問題についてもなんです、それは教育民生常任委員会の中で、我々が仮にこういう
ことを考えた場合に、どういうふうな財政負担が生じるのかということのも質問すべきなんです、教育民生常任
委員会の中で。あるいは、そういう質問をしなくても当局のほうから説明すべきなんです。私はそういうもんだ
と思っておりますので、松本議員の問題意識もわかりますけれども、我々素人集団の議会に、我々が提案する政
策の内容についていちいち財源をちゃんと説明しないと提案もできない、これはちょっと違うなと思いで言っ
ておりますので、そこはよくお受けとめいただきたいと。

以上です。

[坂本議員「はい、わかりました」と呼ぶ]

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） さっき、どこをなあど直してんだが教えてけると、ぱつと言われてもわがねから、例
えば、さっき家庭的保育事業の中で、保育士がいねばどうのこうのと、だどもその研修受ければいいのかにはか
かってんだども、これでうまくないのか。教民ではどういうふうに直しているの持ってたど。

[「修正案を直していけばいい」と呼ぶ者あり]

○24番（茂市敏之君） ページごとに、教えてもらいたいんだ。そうでないと……

[「修正案できていたらコピーだって問題あるすべ、そうすれば一番わかる」
と呼ぶ者あり]

[坂本議員「いや、だから今、田中さんが言ったとおり、我々は……」と呼ぶ]

[発言する者多し]

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） この説明書の9ページとか11、13ページまで、これは条例の内容だがすか。これを説明
やったんでしょ。あったんでしょ。それで、この中で、そのページ数を終えたから、教民としてはこういうふう
にまとめたというような修正されたのを教えてほしいのです。

[「さっき説明しましたよね」と呼ぶ者あり]

○17番（坂本悦夫君） それで、茂市さん。

[発言する者多し]

○17番（坂本悦夫君） だから、茂市議員、簡単にわかりやすく説明します。これ、読んでいるとわけがわから
なくなってきたりしますので、簡単に説明します。いいですか。

家庭的保育は、国では無資格でいいんだと言っているのです、我々は、いや、資格者にしてほしいということ
です。これわかりますか。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 9ページの家庭的保育事業の23条②だと、家庭的保育者、市町村が実施する研修を修了
した保育士又は保育士と同等資格の云々と書いてあるんだが、委員長が言うのとこと違うような気がするん
だ、無資格じゃなくて、これでないとだめなんでしょ。

○17番(坂本悦夫君) 国がそういうふうにしてあるわけです。国は、家庭的保育者とはこういうふうに定めているわけです、国は。これは、家庭的保育者は、児童福祉法で定めたやつ、これは。

〔「要するに、同等以上を消しなさいと言うんでしょ」と呼ぶ者あり〕

○議長(前川昌登君) 委員長。

○17番(坂本悦夫君) わかりました。

〔「わからない」「議長、補足説明」と呼ぶ者あり〕

○議長(前川昌登君) 補足説明が必要です。

北村議員。

○10番(北村進君) 委員長の説明に補足の説明をしたいと思います。

1つ、大きく、皆さん、全協にかけたのは、教育民生常任委員会です。いろいろ、さまざま議論した主な大きな点は、今の国の制度、国の基準に従えば、国の法律ですので全国一律のものである。多分これは、都会の待機児童の解消のために、こういう制度が、家庭的保育、研修を受けた者もその保育をできるというふうにしております。さまざま宮古市の実態に照らして見たときに、今回一貫して行政当局は、待機児童は解消しつつある、6月の一般質問に対しても待機児童はない、そういった答弁をして、きょうは何人だかあると言いましたけれども、30人、ただこれも、この間、説明してきたのは、認定こども園ができればこれも解消する、そういった宮古の状況の中で、この国の基準を取り入れることは、一番は質の高い保育、つまり、子供側から見て国の基準をやれば保育の質が落ちる。質の高い保育を宮古で維持していくために、我々はこの修正案を出すのであります。

簡単に言うと、家庭的保育者というのは、国が決めているのは、さっき言ったように、研修を受けた保育士と研修さえ受ければ誰でもいいんですよ。誰でもいいんです。それじゃ、保育の質を担保できないんじゃないかと。それなので、宮古市としては研修を受けた保育士、家庭的保育については保育士と限ると。小規模保育C型については、そうは言っても人数が多くなると、家庭的保育士だけだとなかなか今いない状況の中で人を集めるの大変だ、そういった中で小規模Cについては、1人はまず保育士の資格を持った人がいればいい、そのほかあと補助者でもって子供を保育していく、そういった修正案になります。要は、教民で話し合ったのは、保育の質を落とさないための修正案だと、そう思っていたかと思いますが。

以上です。

○議長(前川昌登君) 長門議員、どうぞ。

○18番(長門孝則君) さっきから、1つは財源の問題が話されていますけれども、これ、財源は当局が考えることなんですよ。議会とすれば、政策的なことを議論すればいいので、私たちが財源どうのこうのというところまでは踏み込む必要はない。

それから、修正案、趣旨はわかりますけれども、ただ実際、条文をどういうふうに修正するかということなんですよね。そうすると、実際、条例案が提案されないと、ちょっとできないんですよ。修正する趣旨はわかりますけれども、実際、条文、文言のどの部分をどういうふうに修正するかというのは、条例が出ないと修正できないんですよ。

だから、本当に修正するというのであれば、条例が皆さんに提示されてからでないとできないんですよ。だから、あしたの議案として出るということであれば、本当に修正するのであれば、その前にもう一回、皆さんで協議する必要があるのかなと、そういうふうに思いますけれども。今、言ったように、実際、条例が出ないとどこをどういうふうに修正するかというのはわからないということです。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 長門議員の発言がありました。それを一つ踏まえながら、きょう、教育民生常任委員会から提案されている内容について、北村議員からも補足説明がございました。私は、こういうふう理解をしております。この資料、皆さんのお手元にありますよね。いわばその墨網のある部分なんです、真っ白は国基準どおりの内容ですよという資料です。これに対して宮古市は、坂本教育民生常任委員長長の報告によりますと、例えば職員資格については、奥州市の例を採用したいと、こういう説明をしております。職員数については盛岡市、家庭的保育については盛岡市の例を反映させたいと、次の設備、面積の説明がなかったんですけども、これは白抜きのままていくのか、盛岡市の方向なのか、そういう説明がなかったんで、私は、当局から正式な提案がまだないんですけども、条例制定が出るであろう内容を踏まえて、事前に当局が説明しているこの中身に対しては、この中心的中身はこういうふうに変えたいというふうな説明で、私はきょう、皆さんにお話をされているのかなと受けとめていますので、ただ、抜けている部分があると、それは設備と面積をどう考えているんだと、これについては国基準でいいということなのかどうなのか、明確にやっぱり説明をお願いします。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

○17番（坂本悦夫君） 面積とか設備については、国基準でいいということにしております。

〔田中議員「わかりました、終わります」と呼ぶ〕

〔「ご理解ができたかと思えますけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 冒頭、竹花議員が問題にした部分、非常に大事な部分なんです。つまり、アバウトな形の条例制定でいくのかどうなのかということについては、やっぱり基準をすっきり明確にすべきだと、おおむねという表現は取り払うことができる、できない、これは教民のほうではどういう議論になっていますか。もし、できるのであれば、修正案の内容にきょうの議論を踏まえて、そこは誤解のないような形でちゃんとつくるといふふうに考えていますと言わないと、まとまりませんよ。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

〔「おおむねを入れるということか」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） このおおむねについてですけども、これは変えられないと思います。恐らく。

いや、なぜかという、これは児童福祉法で定義みたいな形でのつけていますので、これを変えるというのは恐らく難しいのではないかなと。認可保育所のほうのその基準についても、多分おおむねというふうに使っているのではないかと。

〔「違うだろう」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） あ、そう。でも、過去には使っていたと言っていて、その辺はわからないですね。その辺の整合性を考えて、おおむねというふうに使ったんじゃないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○17番（坂本悦夫君） 一応、これ聞いてみます。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 国の、おおむねと決めたのは、何か意味があると思うんだよ。例えば、俺が思うに、3人に1人なんだけど、緊急に1週間だけ預かっていただきたいという関係で出しているんでないかなと。そうでなかったら、3人に1人とはっきり決めるはずなんだが、何かしらの理由を考えておおむねという言葉、使っ

ていると思っているんだけど、そこを教民で調べたらいいんでないですか。

- 17番（坂本悦夫君） はい、恐らくあれ見たって、室長が答えたとおりでと思います。児童福祉法でうたっているんで、それを引用した言葉だと思います。これ、省令の言葉なので、変えられるかどうかは、私はわかりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（前川昌登君） 田中議員。

- 26番（田中 尚君） 教育民生常任委員長として、非常に不用意な発言を平気ですらすらしていますけれども、それはうまくないと思っていますよ。

資料の1ページを開いてください。この中に、基準の概要というのがあります、一番下に、4。

従うべき基準と参酌すべき基準とあるんですよ。教育民生常任委員会とすれば、言葉を変えれば議会とすれば、今、議論している中身は参酌すべき基準に当てはまるのか、当てはまらないのか、しっかり、やはり国、県なりに問い合わせをして、判断をする必要があると思います。こう思う、ああ思うではだめなんだよね。そのことを強く指摘したいと思います。

以上です。議論ではありません。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（前川昌登君） 松本議員。

- 22番（松本尚美君） 大変活発に条例案というか、条例提案に対しての議論がされているんですが、あしたの本会議での提案、そして審議、採決という流れにはなると思うんですが、今定例会で恐らく当局は、来年度実施ですから、事業者参入といいますか、事業者の準備という部分があって、今定例会早くということを考えていると思うんですが、この状況の今のやりとりの中ではなかなかこれ、あした審議、採決というのはなかなか難しいのかな、ましてや修正案云々の部分でまだ理解が進んでいない部分もあります。

皆さんのご意見がどうなんだということはあるんですけども、継続ということにして、速やかにもっとしっかりと委員会の修正する内容についても、口頭だけではなくて、先ほど意見が出ていますが、ここをこうしたいと、また先ほどほかの基準についてはどうするのか、考えていない、そのとおりでいいということですが、それも踏まえてですよ、もっとしっかりと全体を把握する必要があるし、チェックする必要がある。

私の指摘させていただいた財源の分については、政策提案で関係ないという話なんですけど、私は、やっぱりそれは参考にすべき大きなポイントだと思います。ですから、まるっきり関係がないわけではない。やはり、提案する以上は、そういう財源もしっかりと直視して考えていかないといけないのではないのかなというふうに思いますので、当局がその算定といいます推計の財源についても問い合わせをして、そしてどういう影響が出るのか、しっかり案を示して、こういった場合にどうなるのかということは、やっぱり数字として我々は把握する必要があるというふうに思いますので、議長、どうでしょうか。あした、これ、ばたばたとやって本会議でまた内容をやっている、なかなか厳しいのではないのかなというふうに思われますが、この修正案の取り扱いについて、ご協議をいただいたほうがいいのかなと。

- 議長（前川昌登君） 茂市議員。

- 24番（茂市敏之君） あしたの話だから、条例はできていますでしょう。だから、教民の皆さん、ご迷惑でも午後やったらいいんでないですか、それ見ていて。どこを直そうとしているのか。そしてね、あした、何であれば朝も早く集まってまた協議してもいいんだろうと、どうでしょうかね。

〔「議長、関連して」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 落合議員。

〔「あした」と呼ぶ者あり〕

○20番（落合久三君） 先ほど、竹花議員が言ったんですが、先ほどの坂本委員長の説明で、ちょっと不正確でないかなと思ったものを、そのまま進むのはまずいと思うので発言しますが、坂本委員長は、児童福祉法でおおむねということが記載されているので、三田地室長もそう言っているし、ここの部分は変えられないのではないかというふうに理解しているという発言しましたよね。

だけれども、先ほど田中議員が言ったこの1ページ、国が定めている従うべき基準の定義、従うべき基準なんだが当該基準に従う範囲の中で地域の実情に応じた内容をどう定めることは許容していますよ。それに基づいて職員の資質、定員等を盛岡や奥州は変えているわけさ、現実には、従うべき基準のところを変えているんです、ほかの自治体は、条例案の中で。だから、省令は変えられないじゃなくて、変えられるのさ。根拠は、宮古の地域の実情に応じてそうなんだということでもいいのさ。

だから、そういう意味で、今、茂市さんが言ったように、ちょっと精査をして、あしたのことではあるけれども、午後からやっぱりそこをきちっと整理をしてやったほうが、みんなの賛同を得られやすいのではないかというふうに思います。私は、坂本委員長がいわんとする意味は賛成ですので、ぜひ修正案を实らせたいという思いでしゃべっているんで、そこはもう一努力をお願いしたいと思うんですが。

○議長（前川昌登君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） じゃ、坂本委員長さん、今までの皆さんのご意見をお聞きして、修正案を出すか出さないかは、また委員会で今度そういう打ち合わせをして……

〔「出したいという前提だから、出したいなら、きょうあしたごたごたやっつて大変だから、時間かけて」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者多し〕

○事務局長（上居勝弘君） 今、2つ継続という話、出ていましたので参考までに。あした継続となれば、当然、教育民生常任委員会に付託ということで、閉会中の継続審査、結論はまず直近で12月の定例会ということになりますが、12月まで延ばす、果たして当局のほうは周知期間をどうするのかという部分もございますので……

〔「臨時議会」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（上居勝弘君） 臨時議会にはなりません。閉会中の継続審査の場合は、この場合は12月まで引っ張らないとなります。その部分も含めて、検討をお願いします、その部分も含めて。

〔発言する者多し〕

○事務局長（上居勝弘君） 当然、当局の調整が必要になります。

〔「いずれにせよ修正案は案文作成はやったんでしょ」「もう一回協議してくれ」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） 議員の皆さん、教育民生常任委員会から宮古市としての条例変更して出したいというところは、職員資格のところでは奥州市に準ずるということで、職員数のところで盛岡に準ずるということです。それ以外は、国の基準でよろしいということなんですけど、それ以上のことが何かありますか。

〔「おおむねを削除すべきかという」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） そしたら、そのおおむねの部分をここから検討してもらって、あしたに提案ということでよろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

〔須賀原議員「保育士でなければというのは、やはり宮古の場合は困難だと思うんです」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） ただ、須賀原さんの意見だと、国の基準ということになる。

〔須賀原議員「違います、違います」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） いやいや。

〔須賀原議員「私が言いたいのは、1人のときが1人、1人と分けておく」と呼ぶ〕

○議長（前川昌登君） 古館議員。

○15番（古館章秀君） それぞれ議論しているようではすけれども、その教育民生常任委員会そのものが結論を出さないで、今の話だと、本来であれば委員会の中で文言修正等を含めて議論して、しっかりと煮詰めた段階で本来の報告すべきであった。しかもその中で、本来は本文も提案されて議論したとみなして私たちは議論しているわけではすけれども、本文は出ていないという、そのものを審議するというのは、そもそも修正の部分もどうのという議論する以前の問題だと思いますので、再度、当局を呼んで教育民生常任委員会で議論をし、修正してもらえるのであれば修正してもらって、そしてあしたの本会議で出してもらっていけば一番よろしいのではないかなど。本日の議論を踏まえて、修正してもらえればそれでいいのではないかなど、あと財源の問題も含めて答弁してもらえば、報告してもらえば済むのではないかなど私は思うんですが、委員長どうですか。

○議長（前川昌登君） 坂本委員長。

○17番（坂本悦夫君） 古館議員が言うとおりです。教育民生常任委員会として、当局に対して議会に条例案を提出する前に修正できないかという申し込みを、私と橋本副委員長と行ってお話ししました。したならば、向こうの答弁は、そのような考えは持ち合わせていないということだったので、そうであれば我々は、修正案を出すしかございませんということは言っていました。

〔「当局は」「休憩」「らちが明かない」「まだわからないで開催すると」「とりあえず休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、まだ案件もありますので、昼食のため暫時休憩します。

午後12時13分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前川昌登君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

協議事項（1） 議会改革の進捗状況について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の1、議会改革の進捗状況についてですか、議会運営委員会委員長より説明をお願いします。

田中議会運営委員会委員長。

○26番（田中 尚君） 大変定刻の時間おくれてすみませんでした。

それでは、午後の会議の冒頭を、議会改革の進捗状況等について、議会運営委員会での到達状況を踏まえてご報告をさせていただきます。

まず、一番最初に議員定数についてでございますけれども、この問題については議会運営委員会といたしますれば、1つには議員定数、2つ目に選挙公営制度、そして3つ目、常任委員会の再編、そして最後に議員報酬の4点についてどう判断するかということで、皆さんのお手元の別紙資料1をご参照いただきたいと思うんですが、各会派からあらかじめ意見を求めて、それをもとに議会運営委員会で議論いたしました。

資料1をごらんいただくとおわかりになると思いますが、まず議員定数につきましては、各会派からこの資料にありますような形の会派としての提案をいただいたところでありまして、そこからどうするかということでもあります。中段の下の方にありますが、議会運営委員会の結論といたしますれば、常任委員会の数は、次の改選期るときから常任委員会を3つにするということを決めました。なお、委員会の定数は7ということでありましたので、したがって、議長は委員会に所属をしないということと考えますと、次期市議会議員の定数は22人ということに議運では決定したところでもあります。

今後の予定でございますけれども、10月2日のきょう報告をさせていただいております。この後につきましては、11月18日から、これについての詳細は事務局のほうからご報告いただきますけれども、議会報告会で報告をするということを考えております。なお、これは条例事項でもありますので、12月定例会で定数削減に関する議案を提出する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

2つ目の選挙公営制度についての考えでありますけれども、この点につきましては、全会一致で選挙公営制度につきましては全ての会派が導入すべきという結論に達したところでもあります。制度の中身につきましては、県内13市の同一の基準であることを参考にしながら、今後、他市との基準を参考に詳細を検討することにしております。

これ、④になっていきますけれども……。

〔「会派」と呼ぶ者あり〕

○26番(田中 尚君) 4、議員報酬についてでありますけれども、議員報酬につきましては、これにつきましては、引き上げをすべきということで、これもまた全会一致で決定したところでもあります。なお、財源につきましては、議運の議論の中では、議員定数削減分の財源を確保できるのではないかとというふうなことも協議の中で出た意見であります。しかし、そうは言いますが、報酬の引き上げということになりますと、議会のみで判断できる問題ではないということから、今後、当局側と調整などを検討していくことになりました。

以上が、議会運営委員会での議員定数等についての、議会の形についての決定事項であります。

2番目、予算・決算の分科会審査について。

議会改革の前の議員からの申し送りといたしますれば、全部で8つあったわけではありますが、その中の2番目、予算・決算の分科会審査についてはもう既に経験済みでありますけれども、この点につきましても、以前の分科会審査も含めて、総括質問のあり方がやっぱりどうなのかということも検討するということを申し合わせております。なお、そのことに関連いたしまして、各4常任委員会の任期、現在2年ということになっておりますけれども、これについても今後、検討しようということになっておりました。今後の決算特別委員会のあり方についても引き続き検証していこうということでございます。

3つ目は、本会議、委員会等へのパソコン等の持ち込み等についてでありますけれども、基本的には、持ち込みを可

能とする方向で検討しておりますけれども、これにまつわる禁止事項や課題等を検討する必要があるということで、現在はとどまっております。

4つ目、一般会議の際の自席からの再質問、この点につきましては、本会議場で質問席を設けてはどうかというふうなことも、前の議運の検討課題として、我々の議運の部分で引き続き検討課題だということになっております。それはそういう状況です。

5番目、議員全員協議会のあり方についてでありますけれども、これも議員間討議の場の確保、それから賛否、本来、全員協議会は賛否を問う場所ではないというのが通常の私たちの理解でありました。しかし、その後の地方自治法等の改正によりまして、全員協議会でもそれぞれの議会で決めれば、賛否を決められるというふうなことで法の整備が進んでおりますので、これをどうするか、引き続き検討課題だということでもあります。

6番目の議会報告会のあり方については、後ほど事務局のほうから、詳細については資料に基づいた説明をいただく予定でございます。

7番目、通年議会の実施についてでありますけれども、これも前の議運の申し送り事項ということでございまして、引き続き検討するということでもあります。

8番目、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべきものに関する条例の制定についてでありますけれども、これは、具体的な課題として上がっておりますのは、現在、宮古市総合開発計画の見直しの時期に当たっているということがございます。宮古市議会が議決の対象にしておりますのは、宮古市総合開発計画の基本構想のみでありまして、この基本計画も議決の対象にすべきではないかということが、調整的なこの議会で議決すべきものということで、今、想定しておりますのは、それが1つは検討課題になっているということでもあります。引き続き検討するというところになっていくところであります。

以上が、私のほうからは、この間の議会運営委員会での決定事項及びに今後の検討課題等について報告をさせていただきました。大事な議会報告会につきましては、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思うわけですが、私のほうからは、従来、議会報告会、ある班によりましては2回で済んでいたということがございました。今回、これだけ広大な宮古市で、各班が3回以上受け持とうということになりましたので、そこは従来と大きく変わった部分だということでもあります。詳細につきましては、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。菊地さんかな。

○議長（前川昌登君） 一緒にいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

協議事項（2） 議会報告会について

○議長（前川昌登君） それでは、事務局から。

佐々木次長。

○次長（佐々木純子君） それでは、私のほうから議会報告会について説明をさせていただきます。

先ほどの資料の4ページ、別紙2、6、議会報告会のあり方についてと、1枚ものの第8回議会報告会日程について、これをごらんください。

議運の委員長のほうからも説明がありましたとおり、開催時期については、議会だより11月15日が発行予定であることから、それからの1週間の中で会場のほう、空き状況を見て、この一覧表の日程のとおり15会場、会場のほう確保いたしましたので、このようにお願いいたします。

それから、報告会の会場については、先ほどの説明のとおり、12会場から15会場にふえたということです。ふえたところは、区界地区の門馬地域振興センターと西ヶ丘地区センターです。それから、赤前地区は赤前の小学校のグラウンド内に建っております仮設集会場、この3会場がプラスになっております。ということで、全部の5班が3会場を受け持つという形になっております。

それから、会場の変わったところなんですが、鉾ヶ崎地区、今まではODENSE 2を使っていたのですけれども、そこが解体となりましたので、ちょっと鉾ヶ崎地区のほう、いろいろ検討したのですけれども、学童の家のほうで一般には貸し出しはしていないのですけれども、議会報告会であれば特別ということで、ご了解いただいておりますので、こちらで行うことといたします。それから、川井地区なんですけれども、今回、土曜日開催ということで、今までは川井保健センターを使っていたんですが、川井生涯学習センターのほうに変更しております。ということで、あとのところは同じ会場で、プラス3会場ということで15会場になります。

そして、あとは来週、再来週のあたり、10月前半のほうで議会運営委員会を開催の予定なんですけど、7日…

〔「委員長、7日で決定でよろしいか」と呼ぶ者あり〕

〔田中議員「そうですね、さっき副委員長と相談いたしましたので、7日でやろうと思っています」と呼ぶ〕

○次長（佐々木純子君） では、7日予定の議会運営委員会において、各班の班編成について抽選して決定することにしております。それとあわせて、各班が担当する地区の抽選の決定についても、議会運営委員会に一任をいただきたいと考えておりますので、事務局から提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりましたので、この件について何かご質問があれば挙手願います。

坂下議員。

○23番（坂下正明君） 1点だけ。

今回初めて土曜日という休日に開催することになりましたが、正直、今まで議会事務局の職員の皆さんに大変お手伝いいただいて助かった覚えがあるんですが、土曜日開催となるとちょっと無理ですかね。

○議長（前川昌登君） 事務局長。

○事務局長（上居勝弘君） それでは、事務局長の立場で答弁させていただきます。

無理ですかねと言われても、これはそもそも、後に議員派遣の部分、出てきますけれども、公務でございますので、極力調整して、それぞれ同行させて随行したいなというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 田中委員長。

○26番（田中 尚君） 今の点について言いますと、なぜそうなったのかということなんですけど、11月のいわばその会場の設定、それから時刻等々、参加したいんだけどなかなかちょっとその時間きついな、夜の7時からでしたので。狙いとすれば、いずれ、せつかくの我々の報告会に、多くの市民の方が参加しやすいことでやってみようということが共通の目標でございましたので、そのようになりました。事務局の皆さんには、改めてご負担かけますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前川昌登君） 佐々木次長。

○次長（佐々木純子君） 先ほどの説明の続きというか、補足になります。

22日の土曜日、この日については午前と午後5会場を予定しておりますが、この組み合わせについてお知らせしたいと思います。

まず、午前中に10番の門馬地域振興センター、午前中やっていた班については午後、川井生涯学習センターという、ここが1つの班のセットになります。それから……

〔「移動が少ないように」と呼ぶ者あり〕

○次長（佐々木純子君）　そうですね。川井地区、2地区の午前と午後、1つの班で。

次に、遠いところからいくと、重茂公民館を午前中にやった班は赤前仮設集会場、ここが1つのセットになります。それから、午前中に弘川地区会館をやったところは、午後は磯鷄公民館。午前に田老地区、グリーンピア三陸みやこのほうに行ったところは、崎山公民館。残りが、新里の福祉センターをやった班が、午後は花輪伝承館という、このセットになります。ですので、各班とも2日間、22日は午前午後で、そのほかに夜1会場という形で2日間、皆さん確保していただくという形になります。

それから、事務局のほうに参加というお話ですが、今までもそうなんですけれども、5班なんです。事務局職員6人おりますけれども、行けない会場がいつも出ます。そこは、ご了解をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君）　田中委員長。

○26番（田中 尚君）　先ほど、上居局長からお話あった部分ではありますが、本来、議会報告会は、我々が自前で会場設営から行うということが申し合わせ事項になっていきますので、基本的には事務局職員の方は、いわばその会場においでにならなくてもよいということでもありますので、そのために記録係等々決めていきますので、そこは改めて、そこは原則だということでもありますので、改めて強調させていただきます。

○議長（前川昌登君）　ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「ほかというのは議会報告会以外」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君）　報告会以外の議会改革の部分で。

〔「赤前、決まったのはいつ」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君）　落合議員。

〔発言する者多し〕

○20番（落合久三君）　班編成と会場なんです、それをいつお知らせ願うのかなと。

○議長（前川昌登君）　7日の決定の報告が……

○26番（田中 尚君）　その点につきましては、従来、くじ引きで決めるという形でしたが、これは余り意味がないので、ある程度ご一任いただければ、事務局のほうで皆さんの、班編成が決まった後にですよ、会場、それから分担については、もうご一任いただきたいということではありますが、いかがでしょうか。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君）　はい、どうぞ。

○主任（菊地政幸君）　7日に議運をやって、決まり次第、全議員にファクスなりで、紙2枚ぐらいで済むと思いますので、ファクスなりで班編成と会場のほう、お知らせしたいと思います。

○議長（前川昌登君）　落合議員。

○20番（落合久三君）　2ページの議員定数の議運としての結論が示されましたが、これについてはやっぱり一

言しゃべっておかないと。

[発言する者多し]

○20番(落合久三君) 一応、筋を通してちょっと、と思ったんですが、じゃ、いいんであれば。

[「新しい報告しましたから」と呼ぶ者あり]

○20番(落合久三君) じゃ、別に、結論はわかりました。そのとおり、意見は意見でこういうふうに出したんでね。それをしゃべったほうがいいかなと思ったんですが、やめます。

[発言する者多し]

○議長(前川昌登君) ほかにこの件についてはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) それでは、ないようですので、この件は終わります。
どうぞご苦労さまです。

○

協議事項(3) その他

○議長(前川昌登君) 次に、その他ですが。

上居事務局長。

○事務局長(上居勝弘君) お知らせがございます。

県の市議会議員研修会と八幡平市議会との合同研修でございますが、6月13日開催されました本市の市政調査会総会でも確認しておりますが、改めて確認のためお知らせしたいと思います。

八幡平との合同研修会が今度の11月10日、八幡平で開催されます。そして、翌日、岩手県市議会議員研修会が11日、翌日ですが盛岡で開催されますので、11月10日と11日と2日間、議員さん方、日程確保をお願いしたいと思います。出欠の確認につきましては、後で確認させていただきますので、よろしく。なるだけ全員参加されるようお願いしたいと思います。

[「質問」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 松本議員。

○22番(松本尚美君) 岩手市議会議員研修会は、何となくまともな研修会だと。その議員研修合同研修会というのは、内容は何か。

[「講演会と市役所の……」と呼ぶ者あり]

○事務局長(上居勝弘君) まだ詳しくは来ていないんですが、講演会と、あとは今度新しく庁舎が建ったんですよ。そこの視察になろうかなというふうに、今のところそう思っております。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 松本議員。

○22番(松本尚美君) くれぐれも今までも流れに沿った、研修にしないように。

○議長(前川昌登君) 菊地主任。

○主任(菊地政幸君) すみません、八幡平との合同研修会につきましては、講演を2件、11月10日に予定しております。2人です。2名からの講演で、タイトルとかはちょっとまだ決定はしていないようです。予定ということですけども、翌日、11日午前中が、県の研修会が午後からということになりますので、午前中は八幡平の新庁舎の施設見学という形になる予定になっております。詳しい行程等は、後ほど通知でということになります

ので、お願いします。

○議長（前川昌登君） ほかになければ。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 全協の場をおかりいたしまして、皆さんにはお諮りしたいなと思っていることがございます。それは、今回の一般質問の各議員の取り上げた内容を見ましても、非常に将来の宮古市の人口維持に向けた定住化促進事業のいわば充実ということが、それぞれ共通して皆さんの認識の中にあるのかなと思っております。

市においても、総合開発計画の後期計画につきましては、はっきり用語としても、この定住化という問題を計画の中に盛り込むということになっておりますので、議会といたしましても、オール議会として市の定住化計画を充実させるための政策提言に必要な緊急調査をするための特別委員会を設置してはどうかというふうに考えております。

したがって、あすが最終日ということではありますが、次の12月議会ということではなしに、急でありますけれども、今議会の最終日に当たって、特別委員会を設置してはどうかと思っておりますが、皆さん方のご意見をいただければと思います。

以上です。

○議長（前川昌登君） ご意見がございましたらば。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしというご意見が多いようですので、特別委員会設置に向けての準備ということにしていきたいと思います。

〔「あした設置するんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） あしたではないですよ。あしたですか。

○26番（田中 尚君） 9月定例会は、あすが最終日の予定で今、議事が行われていますので、当然、その議事に変更がない限りにおいては、あすでないとは設置できないと理解しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 定住化促進というのは、一番問題なのは少子高齢化、これの対策の一つに定住化促進があると、私はそういうふうに思っているんですが、だから、田中議員さんの考えはもう定住化促進だけ絞ってやるおつもりなのか、その上の少子高齢化で、やったほうがいいんでないかなと思いがするんですが、どんなでしょう。

〔「セットだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 当然、茂市議員のおっしゃった少子高齢化対策もこの中に入ってくるというふうに考えています。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） いずれ特別委員会を設置をするにしても、きちんと研究テーマをしっかりとしないと、委員会を設置したら何を議論するんだと、どういう形で調査研究をまとめるんだということに、ややもすると心配をする点がありますので、ぜひその点については、設置をする場合に当たっては、きちんとした調査研究目的のテーマというものについて、やっぱり議員全体でしっかりと確認をすることが必要だというふうに思いま

すので、このことだけは指摘をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 全くそうだと思いますね。それは、私も同じで。あと、あした、もし設置をするとなると、端的に言えば全員で構成する特別委員会は多分考えてははいないと思うんですが、どういう構成でいくとか、そういう最小限のことをどこで、議運じゃないのかなと思うんですが、最小限、あした設置するに当たって必要な、どういうメンバーで構成するかとか、会派別を選ぶのか、常任委員会ごとに選ぶのか、それによってほら、集まり開かなきゃないですが、というようなことがあるので、そこは可及速やかに議運で検討していただいたほうがスムーズにいくのかなと思っての意見です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 今、お二方のご意見、もつともだと思えます。もちろん、今回、定住、少子化を含めてなんですが、人口減対策対応という部分は、結構広い範囲です。ですので、今回の提案を本当にいい提案だと思っていますが、目的とか、どうするのかというのは、これはまた大事なことだと思います。

しかし、一方であしたの提案して、私は特別委員会を設置することを決めていただいた上で、全員がこの特別委員会に所属をしていただいて、その中で班編成をしていただいて、テーマごとに取り組んでいくということが望ましいのではないのかなというふうに思っていますから、あしたまでに中身を全部決めるというのはちょっとなかなか難しいと思えますので、とりあえずは全員で構成をする。そして、大きなくくりとして定住促進という部分でいいのではないかなと。その後、全体会議を開いて、班編成なり、また、テーマの充実も含めて進めていければいいのかなというふうに思えますので、ぜひその方向でご賛同いただければ、僕が提案したわけじゃないんですけども、お願いしたいなと思えます。

○議長（前川昌登君） ただいま松本議員から提案がありました、班編成でもって全員がその班に分かれて取り組むということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） では、あした。

田中議員どうぞ。

○26番（田中 尚君） 私の思いは、ちょっと違ったところにあったんですが、あえてきょう、皆さんからの意見を伺いまして、前議運の委員長の大変重みのある提案ですので、それもありがたなという思いで聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） できれば加えて、例えば企業誘致、地場産業の振興とか、そういうのまで拡大するのはどうかと思って、私も考えているんですけども、できれば全体で班編成でやるということであれば、どこかの班でそういった企業誘致の問題も取り扱うということにしてもらえればいいのかと、当然、定住化につながってきますので、ぜひできれば、その問題も加えてほしいと思えますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（前川昌登君） そうすれば、あれですね、あしたは提案をしていただいて、特別委員会を設置するということを決定してもらって、その後、会議をもって進めていくということよろしいですか。あした、とりあえず特別委員会の設置ということだけで終わると。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 田中議員、どうぞ。

○26番(田中 尚君) 先ほど来から意見が出ておりますように、委員会設置の目的、それから今お話がありました人数、それから調査期間等々につきましては、議決に当たっての私は最低要件だと思っておりますので、そこは前の議運の委員長とも相談しながら、あした提案できるような形で練りたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長(前川昌登君) では、その方向でよろしくをお願いします。
上居事務局長。

○事務局長(上居勝弘君) 事務局のほうから。

今の田中議員さんの件でございます。通常であれば、議長提案という部分もありますし、そうでなければ発議という部分……

[「議長提案でいいですね」と呼ぶ者あり]

○事務局長(上居勝弘君) 議長提案でいいですか。

[「議長提案で」と呼ぶ者あり]

○事務局長(上居勝弘君) それと、議長の部分でしょうけれども、27人全員でありますと、設置と同時に正副委員長の選任でございますので、その部分もこの場で決めていただいたほうがいいのかという気がします。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) その点につきましては、実は4月の改選期の前に、この問題いち早く提起をいたしまして、任期が残り余りないということもあったので、実は見送られた経過があるんですが、私の頭の中には、ぜひ松本議員にそういうあたりを発揮してほしいなと思ひまして、委員長については彼にお願いしたいなと思っております。後は、委員長にお任せしたいと思ひます。

○議長(前川昌登君) 委員長さん、ついで、皆さんのご推薦で委員長さんに、副委員長さんもどなたか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 暫時休憩して、決めるということでいいですね。

[「あした」「設置をしてから」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 設置をしてから暫時休憩で、委員長さん、副委員長さんを決めると、あしたね。

[発言する者多し]

○議長(前川昌登君) 副委員長さんの案がないと、なかなか。

[「いきなりだから」と呼ぶ者あり]

○議長(前川昌登君) 希望者がいなかね。

田中議員。

○26番(田中 尚君) 言い出しっぺですので、私のほうから提案させていただきます。

この問題につきましては、基本的には常任委員長さんは外れていただいて、そういうこと言うとおかしいからあれか、総務常任委員会の副委員長をしております内館議員に、この間のいわば質問内容等々含めて、やっぱり定住化って部分であり、ある意味人口高齢化、過疎化が進んでいる地域から出ておりますので、ぜひその経験を生かして、そう言うては悪いか。

[拍手する者あり]

○26番(田中 尚君) 私とすれば、お願いしたいと思っております。

以上です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしの声が多いようですので、内館さんが副委員長ということで。

〔拍手する者あり〕

○議長（前川昌登君） よろしくをお願いします。

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） この件については何もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） では、異議なしということで、あしたよろしくをお願いします。

それから、私のほうからですけれども、総括で内館議員さんから目黒のサンマ祭りのことが話されたので、そのとき私も気がついて、いや私も参加しているのにさっぱり皆さんに報告していなかったなと思っていますので、東京会の白戸会長さんが、議員の皆さん方によろしくということでした。東京会の皆さん、本当に小雨の中をサンマを焼いたり、生で配るのやったり、ツミレをごちそうしたりということで、大変活躍をしておりました。そして、議員さん方も来られるのかなと白戸会長さんは希望を待っていたようですけれども、なかなかそういう状況でなかったもんですから、出席できないということでしたので、来年あたりをどなたかでも行っていただければいいかなと。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） あっちのほうでは、品川区の区長さん、副区長さん、議長さん、あとは宮古関係であっちにいる人たちは増田前知事とか、あと自衛隊の前の隊長さんとか、そういった関係の人たちも顔出してくれております。

〔「興味があつたら」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） そういうことで、サンマ祭りもいろいろご意見もあろうかと思いますが、本当に品川区の皆さんは区を挙げて宮古のサンマを歓迎しているということでございます。

ほかになれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（前川昌登君） 本日の議員全員協議会はこれで終わります。

ご苦労さまでした。

午後 1時36分 閉会

宮古市議会議長 前川昌登